

総合計画体系	政策No.	2	政策名	安全で快適に暮らせるまちづくり	施策主管課	防災課
	施策No.	2	施策名	犯罪を防ぐまちをつくる	施策主管課長名	柴田 真一
関連個別計画					関係課名	秘書広聴課、学校教育課

1 施策の目的と指標

市民	① 対象(誰、何を対象としているのか)*人や自然資源等	③ 対象指標(対象の大きさを表す指標)		④ 成果指標(意図の達成度を表す指標)			*:総合計画の目標指標
		名 称	単位	名 称	単位		
犯罪被害にあわずに安心・安全に暮らせる	A 市民(常住人口)	人	C				
	B		D				
	A 犯罪が少ない又は必要な対策が取られているため、安全な生活が送れていると感じる市民の割合*	%	D 人口1,000人当たりの犯罪率	%			
⑤ 成果指標設定の考え方(成果指標設定の理由)	B 自警団組織率*	%	E 人口1,000人当たりの消費者問題相談件数	件			
	C 刑法犯認知件数	件	F				
	・犯罪対策の推進を測定できる成果指標として、「犯罪が少ない又は必要な対策が取られているため、安全な生活が送れていると感じる市民の割合」及び「刑法犯認知件数」を設定し、かつ「人口1,000人当たりの犯罪率」によって他市町村との比較が行えるようにした。 ・住民自らによる防犯活動の状況を示す指標として「自警団組織率」を設定した。 ・消費生活の指標は、他市町村との比較が行えるように「人口1,000人当たりの消費者問題相談件数」とした。	⑥ 成果指標の測定企画(実際にどのように実績値を把握するか)	A:市民アンケート B:防災課データ C, D:茨城県警の統計データ E:市消費生活センターデータ				

2 指標等の推移

指標名	名称	単位	数値区分	前期基本計画期間			第2次総合計画 後期基本計画期間				
				2年度(実績)	3年度(実績)	4年度(実績)	5年度(実績)	6年度(実績)	7年度(目標)	8年度(目標)	9年度(目標)
対象指標	A 市民(常住人口)	人	見込み値 実績値	53,000 53,187	52,800 52,937	52,500 53,121	52,900 52,700	52,700 52,365	52,500	52,300	52,000
	B		見込み値 実績値								
	C		見込み値 実績値								
	D		見込み値 実績値								
成果指標	A 犯罪が少ない又は必要な対策が取られているため、安全な生活が送れていると感じる市民の割合*	%	目標値 実績値	41.5 35.9	42.7 34.7	44.0 31.3	37.9 28.9	39.5 27.0	41.1	42.7	44.0
	B 自警団組織率*	%	目標値 実績値	97.1 95.6	98.5 95.6	100.0 95.6	95.6 99.6	95.6 99.6	97.1	98.6	100.0
	C 刑法犯認知件数	件	目標値 実績値	420 230	410 210	400 236	220 300	210 294	200	190	180
	D 人口1,000人当たりの犯罪率	%	目標値 実績値	7.93 4.31	7.77 3.96	7.62 4.43	4.3 5.6	4.1 5.6	4.0	3.9	3.8
	E 人口1,000人当たりの消費者問題相談件数	件	目標値 実績値	4.55 4.78	4.67 4.17	5.02 3.52	3.50 3.66	3.50 3.88	3.50	3.50	3.50
	F		目標値 実績値								

3 施策の特性・状況変化・住民意見等

① この施策の役割分担をどう考えるか(協働による住民と行政の役割分担)
ア)住民(事業所、地域、団体)の役割(住民が自助でやるべきこと、地域やコミュニティが共助でやるべきこと、行政と協働でやるべきこと)
・住民は地域の防犯活動について積極的に関わっていく。
・住民は情報把握に努めながら犯罪に巻き込まれないように、『自らの身は自らが守る』という意識を持つ。
・住民は消費問題に関する知識や情報に対し関心を高めてもらい、地域やコミュニティで情報を共有することで被害に遭わないように努める。
イ)行政の役割(市がやるべきこと、都道府県がやるべきこと、国がやるべきこと)
・市や県は犯罪の未然防止のために情報の提供を行うとともに、自警団を基盤とする防犯体制づくりを支援する。
・市は警察署、自警団等と連携した地域防犯ネットワークを有効に活用する。
・国・県・市は消費者情報を継続して発信し、賢い消費者の育成を図るとともに、相談体制の充実を図る。
② この施策に対して住民(対象者、納税者、関係者)、議会からどんな意見や要望が寄せられているか
・防犯、防災活動にかかる方々から、私たちの活動にもっと若い方が活動に参加してほしいという要望が寄せられている。

4 施策の成果水準とその背景

(1) 時系列比較(令和2年度との比較)	(2) 近隣他市との比較(水戸市、ひたちなか市等との比較)
<input type="checkbox"/> 成果がかなり向上した。 <input type="checkbox"/> 成果がどちらかといえば向上した。 <input type="checkbox"/> 成果はほとんど変わらない。(横ばい状態) <input checked="" type="checkbox"/> 成果がどちらかといえば低下した。 <input type="checkbox"/> 成果がかなり低下した。	<input type="checkbox"/> 近隣他市と比べてかなり高い水準である。 <input type="checkbox"/> 近隣他市と比べてどちらかと言えば高い水準である。 <input checked="" type="checkbox"/> 近隣他市と比べてほぼ同水準である。 <input type="checkbox"/> 近隣他市と比べてどちらかと言えば低い水準である。 <input type="checkbox"/> 近隣他市と比べてかなり低い水準である。

*上記の背景として考えられること(根拠となる実績値、判断理由など)
 ・令和6年の本市における刑法犯認知件数は294件で、令和2年と比較すると64件増加した。これは令和2年は新型コロナウィルス感染症の感染拡大により犯罪認知件数が急減していることによるものであり、令和元年度と比較すると90件の減となっている。
 ・消費者問題に関する情報提供や啓発活動を実施しているが、近年では、架空請求やネット通販などの新たなトラブルも増えている。

*上記の背景として考えられること(根拠となる実績値、判断理由など)
 ・茨城県警の統計資料によると、那珂市の令和6年の人口1,000人当りの犯罪率は5.60件で、水戸市は9.13件、ひたちなか市は5.04件となっている。
 ・令和6年の人口1,000人当りの消費者問題相談件数は那珂市3.88件、水戸市7.50件、ひたちなか市6.25件となっている。

5 施策の現状と課題

① 施策の現状(当市の特徴、その要因として考えられること等)

- ・警察や防犯協会と連携し、防犯パトロールなどの地域防犯活動の充実を図っている。
- ・学校、家庭、地域が防犯に関する連携を強化し、安全を確保できるよう努めている。
- ・自治会管理の防犯灯に対して、年60件程度の設置補助、年200件程度のLED化補助を実施している。
- ・防犯カメラの整備や防犯灯の設置を促進し、防犯環境の充実を図っている。
- ・防犯キャンペーンでチラシなどを配布し、防犯意識の啓発に努めている。
- ・警察との連携により、SNS、防犯メールや防災行政無線で防犯に関する情報を発信し、注意喚起を行っている。
- ・悪質商法による被害や商品事故の苦情などの消費生活に関する相談に応じ、問題解決のための助言や各種情報の提供を実施している。
- ・市犯罪被害者等支援条例を制定し、相談内容に応じた支援の提供や関係機関への引継ぎを行っている。

② 施策の課題(基本計画期間を見据えて、どのような課題を解決していくかなければならないか)

- ・通学路や夜間危険箇所への防犯灯設置を促進するとともに、防犯灯のLED化を進める必要がある。
- ・自治会との連携を強化し、地域の安全は地域で守るという意識の向上を図る必要がある。
- ・刑法犯認知件数はコロナ禍での増減はあるものの、概ね減少しているが、特に高齢者を狙った振り込め詐欺などの特殊犯罪は増加しており、世代に応じた対策を行う必要がある。
- ・成年年齢引き下げに伴う若年層の消費者被害拡大については、相談件数の増加などは特に見られないものの、今後も積極的に情報発信を行う必要がある。

6 施策の目標設定とその根拠(水準の理由と前提条件)・方針

- ・「犯罪が少ない又は必要な対策が取られているため、安全な生活が送られていると感じる市民の割合」「自警団組織率」については、第2次那珂市総合計画後期基本計画(R5～R9)において施策の成果を表す指標として位置づけ、それぞれ中間目標値(R7)と目標値(R9)を設定している。
- ・「犯罪が少ない又は必要な対策が取られているため、安全な生活が送られていると感じる市民の割合」における目標値(R9)は、第2次那珂市総合計画前期基本計画において掲げた目標値を達成することができなかったため、同じ値の44.0%に設定した。中間目標値(R7)は、(44.0-34.7)/6=1.55=1.6ポイント/年の増を見込み41.1%に設定した。
- ・「自警団組織率」は、令和4年度現在、68自治会のうち65自治会で自警団が結成されており、残りの3自治会に自警団を結成してもらうことを目指し、中間目標値(R7)はプラス1組織で(65+1)/68×100=97.1%に、目標値(R9)は100%に設定した。なお、自治会数が平成31年4月に69自治体から68自治会となっている。
- ・「刑法犯認知件数」は、減少傾向にあるが前年より増加する年もあり楽観できない。持続的に犯罪の発生を抑制していくため、警察との連携により地域ぐるみで防犯活動を展開していくことにより、目標値は令和9年度で180件以下となるよう設定している。「人口1,000人当りの犯罪率」は、刑法犯認知件数の目標値から計算し目標値を記載している。
- ・「人口1,000人当りの消費者問題相談件数」は、令和2年度の4.78件をピークに減少傾向にある。若年層の消費者被害拡大も懸念されるため、より一層の啓発活動に努めることにより、目標値(R7, R8, R9)は現状維持の3.50件に抑えることを目標とする。

7 施策の目標達成のための基本事業

基本事業	基本計画期間における取り組み方針	主な事務事業
防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・警察や学校、自警団、PTAなどと不審者情報を共有し、登下校時の見守りやパトロールなどを行うとともに、地域住民に散歩中などの「ながら見守り」を依頼することにより児童生徒の安全確保を図る。 ・通学路や夜間危険箇所における安全を確保するため、引き続き防犯灯の設置とLED化を促進する。 ・警察や防犯協会と連携し、防犯パトロールなどの地域防犯活動の一層の充実を図る。 ・警察や金融機関等と連携し、高齢者を狙った振り込め詐欺などの特殊犯罪を防ぐなど犯罪の未然防止に努める。 ・消費生活センターにある相談窓口について市民への周知を図るとともに、警察や県消費生活センターなどの関係機関と連携し、消費者からの相談に一体的に対応する。 	防犯事業
防犯意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・自警団や自治会などが行う地域の防犯活動を通して、地域の安全は地域で守る意識の向上を図る。 ・消費者被害やトラブルに遭わないように、関係機関と連携し、犯罪から身を守るために情報提供や啓発活動を行う。また、成年年齢引き下げに伴う消費者被害防止のため、若年層に向けた情報提供と啓発を強化する。 	<p>防犯事業</p> <p>消費者行政推進事業</p>